

第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 当法人は、社員及び会員により構成するものとし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

2 当法人の会員は次の3種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された個人

3 当法人の社員となろうとする者は、別に定める入社申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。当法人の社員は、正会員であることを要し、正会員資格の喪失をもって社員としての退社事由とする。

(会員資格の取得)

第7条 当法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会申込書を提出し、その承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は会費を納めることを要しない。

2 納入した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会手続に従うことにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、あらかじめ通知するとともに、決議前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき